

第2号議案

多面的機能支払交付金に係る活動計画の変更の承認について

以下は、別冊の見本です。64組織分あり枚数が多いので、お渡しは、ご希望の方へのみにいたします。

別冊

(別記1-5様式第1号)

【参加集落(活動組織)から運営委員会に提出するもの】

農林水産省様式

令和5年度 多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票

(平和)

参加集落 (活動組織)	実施計画	策定日	令和5年4月8日	策定者	農地・水・平和
	活動報告	報告日		報告者	農地・水・平和
運営委員会	活動報告の確認	確認日		確認者	あさぎり町広域協定運営委員会
	<p>【1. 農地維持支払(地域資源の基礎的保全活動)】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、実施予定時期を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。(研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。)</p> <p>【2. 資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)】及び【3. 資源向上支払(施設の長寿命化を図る活動)】 当該年度に実施する活動について「○」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。 実施しない場合は、「-」を記入する。</p> <p>活動を実施した場合は、活動報告欄に「○」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。 活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。 計画外の項目には「-」を記入する。</p> <p>①運営委員会は参加集落(活動組織)から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。 ②活動報告の内容が適正な場合は「○」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「○」を記入する。 ③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入する。</p>				

1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認	
			実施予定時期		未実施理由		現地確認
点検・ 計画策定	点検	○	4月				
	年度活動計画の策定	○	4月				
研修	事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	-	運営委員会が一括して行う(両方受講済み)	-	-		
	事務・組織運営に関する研修	-	運営委員会が一括して行う(令和4年度受講済み)	-	-		
	機械の安全使用に関する研修	-	運営委員会が一括して行う(令和3年度受講済み)	-	-		
農用地	遊休農地発生防止のための保全管理	○	点検結果に応じて実施時期を決定				
	【遊休農地解消面積】	a		a			
	畦畔・法面・防風林の草刈り	○	8月、9月				
	鳥獣害防護柵等の保守管理	○	点検結果に応じて実施時期を決定				

実践活動	水路	水路の草刈り	○	8月				
		水路の泥上げ	○	4月				
		水路附帯施設の保守管理	○	点検結果に応じて実施時期を決定				
	農道	農道の草刈り	○	8月				
		農道側溝の泥上げ	○	点検結果に応じて実施時期を決定				
		路面の維持	○	点検結果に応じて実施時期を決定				
	ため池	ため池の草刈り	-	-	-	-		
		ため池の泥上げ	-	-	-	-		
		ため池附帯施設の保守管理	-	-	-	-		
	共通	異常気象時の対応	○	洪水、台風、地震等の発生後				
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	農業者の検討会の開催	○	5月					
	農業者に対する意向調査、現地調査	-	-					
	不在村地主との連絡体制の整備等	-	-					
	集落外住民や地域住民との意見交換等	○	8月					
	地域住民等に対する意向調査等	-	-					
	有識者等による研修会、検討会の開催	-	-					
	その他	-	-					

2. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)

活動区分	活動項目		実施計画		活動報告		活動報告の確認	
			活動内容、数量等		未実施理由	現地確認		
施設の軽微な補修	計画策定・機能診断	農用地の機能診断	○	4月				
		水路の機能診断	○	4月				
		農道の機能診断	○	4月				
		ため池の機能診断	-	-	-	-		
		年度活動計画の策定	○	4月				
	研修	機能診断・補修技術等に関する研修	-	運営委員会が一括して行う(令和3年度受講済み)	-	-		
	実践活動	農用地の軽微な補修等	○	機能診断結果に応じて実施時期を決定				
		水路の軽微な補修等	○	機能診断結果に応じて実施時期を決定				
		農道の軽微な補修等	○	機能診断結果に応じて実施時期を決定				
		ため池の軽微な補修等	-	-	-	-		
農村環境保	計画策定	生物多様性保全計画の策定	○	4月				
		水質保全計画、農地保全計画の策定	○	4月				
		景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○	4月				
		水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	-	-				
		資源循環計画の策定	-	-				

不全活動	実践活動	生態系保全	○	2月			
		水質保全	○	1月			
		景観形成・生活環境保全	○	8月			
		水田貯留機能増進・地下水かん養	—	—			
		資源循環	—	—			
啓発・普及	啓発・普及活動	○	4月、5月、2月				

3. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化を図る活動)

活動区分	活動項目	実施計画		活動報告		活動報告の確認		
			活動内容、数量等		未実施理由		現地確認	
実践活動	農地	114	給排水施設の更新	○	中30給排水施設の更新 2箇所			

※参加集落(活動組織)が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会が組織全体として取りまとめた実施計画によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。